

7 内国法人の外国関係会社に係る所得 の課税の特例の見直し

内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例の見直し

外国子会社合算税制について、次の見直しが行われ、内国法人の令和6年4月1日以後に開始する事業年度に係る課税対象金額及び部分課税対象金額等を計算する場合について適用することとされました(改正法附則48①)。

- ・ 特定外国関係会社について、適用免除要件である租税負担割合の閾値が27%(改正前:30%)へ引き下げられました(措法66の6⑤一)。
- ・ 一定の部分対象外国関係会社等に関する書類について、書類添付義務から保存義務に緩和されました(措法66の6⑪⑫)。

